

【注意事項】 委任状は、すべて委任者本人が記入してください。
内容に不備がある場合は申請を受けることができませんのでご了承ください。

委任状

藤枝市長 殿

記入日	令和 年 月 日
委任者 (頼む人)	氏 名 ㊟ (自署または記名押印) (法人の場合は代表者印)
	住 所 ※住所異動に関する手続きを委任する場合は、住所異動届出前の住所を記入してください。
	生年月日 大・昭 年 月 日 電話番号 — — 平・令 ※電話番号は日中連絡のとれる番号をご記入ください。

私は次の申請・請求及び受領並びに手続きに関する一切の権限を下記の代理人に委任します。

代理人 (窓口に来る人)	氏 名
	住 所

委任内容の□にチェック✓等を必ず記入してください。
チェック等がないものは申請を受けることができません。

委任事項	住所異動に関する手続き	
	☐ 転入届（他市から藤枝市への引っ越し）	☐ 転居届（藤枝市内での引っ越し）
	☐ 転出届（藤枝市から他市への引っ越し）	☐ その他（ ）
	住民票等に関する請求	
	☐ 住民票・記載事項証明の請求及び取得に関する権限 記載項目 { ☐世帯主・続柄 ☐本籍・筆頭者 ☐マイナンバー ☐住民票コード 使用目的： _____ （※マイナンバー・住民票コード入りの場合は、委任者ご本人宛に後日郵送となり、別途切手代が必要です）	
	☐ 住居表示証明・地番変更証明の請求及び取得に関する権限（※証明が必要な場所の住所を 必ずご記入ください ） 旧：藤枝市 → 新：藤枝市	
戸籍等に関する請求		
☐ 戸籍の請求及び取得に関する権限（※必要な戸籍の本籍地・筆頭者を 必ずご記入ください ） 本 籍 地 _____ 筆 頭 者 _____ ※取得する証明書に指定がある場合は上の□にチェック✓をしたうえで、以下に具体的かつ明確に記入してください。		
税務手続き・税務証明書等		
☐ 市民税・県民税申告書の作成及び提出 ☐ 固定資産証明書 ☐ 所得課税証明書・課税証明書 ☐ （評価証明書・評価通知書・公課証明書等） ☐ 納税証明書 ☐ 名寄帳兼課税台帳（無資産証明含む） ☐ 完納証明書（滞納がないことの証明書） ☐ その他（具体的かつ明確に記入してください）		

※不正な手段により委任状を作成し、または作成された委任状を行使することは刑事罰の対象になります。
(刑法第159条(私文書偽造等)、第161条(偽造私文書等行使))

【注意事項】 委任状は、すべて委任者本人が記入してください。
内容に不備がある場合は申請を受けることができませんのでご了承ください。

委任状

記入例

藤枝市長 殿

記入日	令和 ● 年 ▲ 月 ■ 日
委任者 (頼む人)	氏 名 (自署または記名押印) 藤枝 太郎 (印) (法人の場合は代表者印)
	住 所 藤枝市岡出山1丁目11番1号 ※住所異動に関する手続きを委任する場合は、住所異動届出前の住所を記入してください。
	生年月日 大 昭 平 令 27 年 2 月 27 日 電話番号 054 - 643 - 3111 ※電話番号は日中連絡のとれる番号をご記入ください。

私は次の申請・請求及び受領並びに手続きに関する一切の権限を下記の代理人に委任します。

代理人 (窓口に来る人)	氏 名 岡部 花子
	住 所 藤枝市岡部町岡部 6 番地の1

委任内容の□にチェック✓等を必ず記入してください。
チェック等がないものは申請を受けることができません。

委 任 事 項	住所異動に関する手続き
	☐ 転入届 (他市から藤枝市への引っ越し) ☒ 転居届 (藤枝市内での引っ越し) ☐ 転出届 (藤枝市から他市への引っ越し) ☐ その他 ()
	住民票等に関する請求
	☒ 住民票・記載事項証明の請求及び取得に関する権限 記載項目 { ☐ 世帯主・続柄 ☐ 本籍・筆頭者 ☒ マイナンバー ☐ 住民票コード 使用目的: 会社提出のため (※マイナンバー・住民票コード入りの場合は、委任者ご本人宛に後日郵送となり、別途切手が必要です) ☐ 住居表示証明・地番変更証明の請求及び取得に関する権限 (※証明が必要な場所の住所を必ずご記入ください) 旧: 藤枝市 → 新: 藤枝市
	戸籍等に関する請求
☒ 戸籍の請求及び取得に関する権限 (※必要な戸籍の本籍地・筆頭者を必ずご記入ください) 本 籍 地 藤枝市岡出山1丁目110番地 筆 頭 者 藤枝 太郎 ※取得する証明書に指定がある場合は上の□にチェック✓をしたうえで、以下に具体的かつ明確に記入してください。 例1 藤枝 藤子の出生から死亡までの戸籍1セット 例2 藤枝市岡部町岡部 6 番地の1から、藤枝市岡出山1丁目11番1号が確認できる戸籍の附票	
	税務手続き・税務証明書等
	☐ 市民税・県民税申告書の作成及び提出 ☐ 固定資産証明書 ☐ 所得課税証明書・課税証明書 (評価証明書・評価通知書・公課証明書等) ☒ 納税証明書 ☐ 名寄帳兼課税台帳 (無資産証明含む) ☐ 完納証明書 (滞納がないことの証明書) ☐ その他 (具体的かつ明確に記入してください)

※不正な手段により委任状を作成し、または作成された委任状を行使することは刑事罰の対象になります。
(刑法第159条(私文書偽造等)、第161条(偽造私文書等行使))